

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	第1回いじめ対策委員会（4/20開催）において「本校いじめ防止等基本計画」を確認し、教員会議（4/26開催）において周知を行った。	引き続き、教員会議やいじめ防止研修会、いじめ防止週間等において、定期的な周知・意識啓発を図る。	継続実施
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	いじめ事案の対応により、計10回の委員会開催となった。 また、事案の進展があった場合は、Teamsで共有を行っている。	引き続き、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。	継続実施
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和6年3月14日（木）に「NPO法人ストップいじめナビ」からの紹介により、京葉船橋法律事務所より石垣先生を招き「スクールロイヤーから学ぶいじめ問題～高専に法の知恵を～」と題した講演を行った。	引き続き、教職員を対象とした研修を年1回以上実施する。	継続実施
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	第1回いじめ対策委員会（4/20開催）において「本校いじめ防止等基本計画」を確認し、教員会議（4/26開催）において周知を行った。	引き続き、いじめ防止週間等において、定期的な周知・意識啓発を図る。	継続実施
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	第1回いじめ対策委員会（4/20開催）において「いじめ防止等基本計画」を確認し、教員会議（4/26開催）において周知を行った。	引き続き、会議等において周知を行う。	継続実施
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	本校いじめ防止等基本計画を教員会議（4/26開催）において周知を行った。 また、本部事務連絡（6/6「いじめ防止のための情報共有」）、前期いじめ防止週間（6/22～6/29）、後期いじめ防止週間（12/1～12/7）時にも周知を行っている。	引き続き、教職員向け研修や通知等において周知徹底を図る。	継続実施
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	本校いじめ防止等基本計画にいじめ対策委員会の役割を定め、教員会議（4/26開催）において周知を行った。	引き続き、いじめ防止週間等において、定期的な周知・意識啓発を図る。	継続実施
8	いじめの事案について、学生の事態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	校長へ報告の後、学生主事により事案対処チームチャット（Teams）を立上げ、情報共有等を行っている。	引き続き実施する。	継続実施
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	学生委員会において年度末に検証を行い、改正案についていじめ対策委員会で承認を得ている。	引き続き実施する。	継続実施
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめ対策委員会および運営協議会への報告を行い、各学科へ共有を図っている。	引き続き実施する。	継続実施
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	学生の意向にも配慮を行いながら、情報共有を行っている。	引き続き、カウンセラー等との連携体制を維持する。	継続実施
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	R5年度から直接的な表現をさけた「学校生活における人間関係に関するアンケート」と題し、年2回の調査を行い、校友会による「いじめ防止短歌コンテスト」を企画し、啓発を行っている。	引き続き、アンケートや学生企画等により、学生自身での気づきや相談体制の周知を図る。	継続実施
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	「学校生活における人間関係に関するアンケート」内にいじめの行為を示し、気づきを促している。	引き続き、いじめ防止週間等においてアンケートを定期的に実施する。	継続実施
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	校友会による取組について、アドバイス等を行っている。	引き続き、校友会を中心に、学生自らいじめ問題の防止に取り組むプログラムを実施する。	継続実施
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学生委員会だより（3月発行）へ「いじめについて」として事例や、「SNSでのトラブル」として注意喚起を示し、各家庭へ郵送した。また、学校公式HPで「本校いじめ防止基本計画」や取組状況等を掲載している。	引き続き、学校HP・広報誌等において、取り組みを周知する。	継続実施
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	保護者へ対応する際には、「いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えている。	引き続き、いじめ対策委員会・カウンセラー等と連携して対応にあたる。	継続実施
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議での報告項目に挙げ、検証対象とした。	引き続き、運営諮問会議で本校の取り組みを報告する。	継続実施
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	スクールロイヤーへの相談や、木更津警察署などと連携して対応する体制ができている。	引き続き、外部機関と連携を図り、対応する。	継続実施